

暮らしの相談 (12月21日～1月20日)

相談所

相談	日時	場所	備考・問い合わせ等
常設人権相談所	毎週月～金曜日 (休日を除く)	8:30～17:15	山口地方方法務局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35) ☎ 0827-43-1125
特設人権相談所	1月12日(金)	9:30～11:30	大島庁舎 ☎ 77-5505
育児相談	1月12日(金)	10:00～11:30	久賀福祉センター ☎ 73-5511
	1月16日(火)		
こころの相談	1月5日(金)	10:00～12:00	久賀福祉センター ☎ 73-5504
認知症相談	1月4日(木)	9:00～12:00	日良居庁舎 ☎ 73-5506
出張年金相談	毎月第3火曜日	10:00～12:00 13:00～16:00	久賀総合センター ☎ 0827-24-2222

税務相談 (1月)

相談	日時	備考・問い合わせ等
個人相談 (所得税・消費税等)	1月10日(水)、17日(水)	9:00～16:00
資産相談 (相続税・贈与・譲渡)	1月11日(木)、18日(木)	10:00～15:00
法人相談 (法人税・消費税・源泉所得税・印紙税等)	1月12日(金)、19日(金)	9:00～16:00

○要予約
☎ 柳井税務署 0820-22-0277
音声案内「2」

電話相談

相談	時間	電話番号
国税に関する一般的な相談 (電話相談センター)	8:30～17:00	☎ 0570-00-5901
救急医療電話相談	こども (15歳未満) の相談	19:00～翌8:00 # 8000 (利用できない場合 ☎ 083-921-2755)
	おとな (15歳以上) の相談	毎日24時間 # 7119 (利用できない場合 ☎ 083-921-7119)

※緊急・重症の場合は、迷わず119番してください。

海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブルに注意

【相談】

「以前購入してもらったことがある事業者だ」と名乗り、携帯電話に海産物の勧誘電話がかかってきた。「必要ないので購入しない」と伝えたが、「通常2万円のところ1万円になる」と言い、「ありがとうございます」と一方的に電話を切られた。海産物が送られてきた場合、どうしたらよいか。

【アドバイス】

送り主の名称や連絡先、所在地などの事業者の情報を控えてから受け取り拒否をし、代金を支払わないようにしましょう。

【ワンポイント講座】

断ったにも関わらず一方的に商品が届いても、受け取らない！受け取ってしまったても代金を支払う必要はありません。

また、事業者からの電話勧誘で契約した場合は、クーリング・オフができます。電話で購入の承諾をしてしまっても、法律に定める書面を受け取った日から8日以内であれば、書面またはメールなどの電磁的方法で解約の通知をすることで、契約が解除できます。

お困りの際は、柳井地区広域消費生活センター等に御相談ください。



【相談窓口】

柳井地区広域
消費生活センター
☎ 0820-22-2125
山口県
消費生活センター
☎ 083-924-0999

消費生活上の不安
や心配を感じたら
消費生活センター
にご相談ください。